

住民税の申告をお忘れなく

ことしも市民税・県民税の申告時期がまいりました。この申告は市民税・県民税の課税資料並びに所得証明、納税証明など諸証明事項の基礎となる大切なものです。忘れずに正しい申告をしてください。

申告書の提出期限は3月15日(午前中)までですが、市税務課ではつきの日程により各地区ごとに「申告相談会場」を設けて、申告書の記載などについてご相談や申告を受け付けます。
相談に来ただく日時、場所等はハガキで通知を差しあげますが、申告書は例年のとおり各相談会場でお渡しいたします。

◎申告をしていただくかた

昭和55年1月1日現在、都留市内に住民登録のあるかたまたは実際に市内に居住しているかたで、つぎに該当するかたは昭和54年中の所得を申告してください。

- (1) 事業所得(営業、農業、その他事業)配当所得、不動産所得、利子所得、雑所得等の人。
- (2) 給与所得のほかに所得がある人や給与を2ヵ月以上から受けている人。
- (3) 給与所得のみのかたで、つぎに該当する人。

(ア) 勤務先から給与支払報告書の提出がなされていない人。

◎申告にお持ちいただくもの

(1) 印鑑・ハガキ(相談日を通知したハガキ)
(2) 昭和54年中(1月1日から12月31日)の所得のわかるもの。
(ア) 給与所得者は給与支払報告書(すでに市へ提出している者は除く)または事業主の証明書(大工、左官、とび職等に従事する職人で賃金を受けている人は、日給、一ヵ月に働く日数、平均月収額、年間所得額)

(イ) 営業所得者、不動産所得者等は収支のわかる帳簿等。農業の場合は実際に耕作した田、畠の作付面積、収穫量。

養鶏、養豚は頭羽数、養蚕は

ご自分の資産を確認しましよう

誓明書。
(ウ) 生命保険等の領収書または

掃き立て数量。

(エ) 医療費の領収書、保険などで補てんされる金額。

(オ) 学生のかたは学生証か在学證明書。

(注)

① 四日市場、月見ヶ丘の皆さんには本年から四日市場公民館を会場として設けましたのでご利用ください。

② 駐車場のない会場もありますがご了承ください。

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

⑨

⑩

⑪

⑫

⑬

⑭

⑮

⑯

⑰

⑱

⑲

⑳

㉑

㉒

㉓

㉔

㉕

㉖

㉗

㉘

㉙

㉚

㉛

㉜

㉝

㉞

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟

㉟